第１１３回　姫路市農業委員会総会議事録

開催日時　　令和８年（2026年）９月２４日（木）　午後１時２４分から午後３時８分

開催場所　　姫路市役所　本館１０階　第３会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏　　名	出　欠	署名委員	備　　考
1	藤　本　定　己	出席		
2	西　山　隆　久	出席		
3	吉　田　勝　博	出席		
4	岡　本　富　博	出席		
5	都　出　昌　之	出席	○	
6	田　路　光　彦	出席	○	
7	森　下　光　春	出席		
8	谷　川　正　仁	出席		
9	飯　塚　祐　樹	出席		
10	森　本　浩　和	出席		
11	小　林　　隆	出席		
12	後　藤　明　彦	出席		
13	雲丹亀　幸　三	出席		
14	後　藤　邦　玄	欠席		
15	小　林　紀　久	出席		
16	古　川　雅　清	出席		
17	藤　本　正　博	出席		会長職務代理者
18	青　田　　誠	出席		会長職務代理者
19	田　靡　仁　志	出席		会長

その他の出席者　　０名

農業委員会事務局職員　　４名

議事内容

議案第１号　農地確認及び非農地確認について
議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について
議案第６号　非農地判断について
報告第１号　農地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第２号　農地法第４条の規定による届出の専決について
報告第３号　農地法第５条の規定による届出の専決について
報告第４号　合意による解約等の通知について
報告第５号　県許可案件の許可状況について
報告第６号　農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

（令和８年９月２４日　午後１時２４分）

議　　長　予定の方が揃われましたので、只今から、第１１３回総会を開催いたします。

【　議長挨拶　】

現在の出席者数は、農業委員１９名中１８名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。
なお、後藤邦玄委員から欠席の連絡を頂いております。
それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

各 委 員　異議なし。

議　　長　異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を都出昌之委員と田路光彦委員にお願いいたします。
それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いします。
まず、議案第１号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　議案第１号（Ｐ１～Ｐ２）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が１件、非農地確認の申請が５件提出されております。
まず、農地確認です。
花田町小川の田□□□□につきまして、「□□□□□□□□□４条受理を受けたが、計画が変更となり、引き続き農地として利用している」との申請です。農地確認が認められることを前提として、同時に３条許可申請が提出されております。
現況は「畑」となっており、担当委員から「適当である」との意見を頂いております。北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

	続きまして、非農地確認です。 １番です。 網干区津市場の畑□□□につきまして、「平成１６年５月以前から自宅敷地として利用している」との申請です。 ２番です。 夢前町塚本の田□□□につきまして、「平成１８年以前から自宅敷地として利用している」との申請です。 ３番です。 林田町大堤の田、畑□□□□□□□□□につきまして、「平成１３年以前から露天資材置場として利用している」との申請です。 ４番です。 船津町の田□□□□につきまして、「昭和６２年以前から墓地として利用している」との申請です。 ５番です。 飾東町豊国の畑□□□□□□□につきまして、「平成１８年以前から住宅敷地として利用している」との申請です。 現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。 各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。 以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。
議　　長	ありがとうございます。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
委　　員	４番について、墓地は個人が設置したものですか、それとも共同墓地ですか。
委　　員	申請地の隣に村の共同墓地があるのですが、その範囲が広がって申請地にも村の方々の墓がいくつか設置されている状態で、申請地は共同墓地の一角として認識されています。
委　　員	墓地を新設、拡張する際には許可申請が必要ですが、把握していますか。
事 務 局	墓地の許可申請の有無、許可範囲等は把握していませんが、申請地も共同墓地の一角だとの認識で運営されているのだと思います。この度の「非農地確認」は、現状が農地ではないことを確認するのみの行為であり、そこで行われている事業の是非について関与するものではありませんが、もし非農地確認により墓地の範囲が広がり、申請等が必要になるのであれば、申請者又は代理人の行政書士により必要な手続きが取られるものと考えております。
委　　員	地区協議会でも墓地に関して質問が出ましたが、農地法とは関係のない部分であっても、同じ市役所内で別の法律や条例に基づき管理監督が行われている訳ですから、関係部署に照会や情報提供をするべきではないかと思います。
事 務 局	後ほど、墓地の許可申請を所管する保健所衛生課に照会しておきます。
議　　長	その他、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議　　長	特にないようですので、１件については農地であり、５件についてはいずれも非農地である、と確認してよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし。

議　　長	「異議なし」の声を得ましたので、いずれも農地及び非農地である、と確認いたします。 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第２号（Ｐ３～Ｐ７）を説明する。 〔農地法第３条の規定による許可申請について〕 この度は、３２件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。 所有権の移転が２１件、賃借権の設定が２件、使用貸借権の設定が９件で、１番、８番、１０番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件となっております。申請地は、２３番から３２番が「貸付地」である外は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、４番が法人である外は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な機械及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも１５㎞以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。 それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。 １番から９番につきましては、現在耕作面積が０㎡の新規農家の方の案件です。いずれも営農計画書が添付されております。 １番です。 西庄の田□□□□につきまして、網干区垣内東町の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「季節野菜」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、「□□」とのことです。 なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。 ２番です。 夢前町宮置の田□□□□につきまして、夢前町古知之庄の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。農業を始めることとなった動機としましては、「□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

飾磨区亀山の畑□□□□につきまして、飾磨区亀山の□□□□□□と、余部区上川原の□□□□□□の間での「共有物分割」による所有権移転の申請です。現在、□□□□□□と□□□□□□の共有となっている農地の持分を単独所有に整理するものとなっており、台帳上の耕作面積に変動はありません。作付作物は「露地野菜」となっております。なお、中南部地区農政協議会では、担当委員から、営農実績が少なく耕作を不安視する声があったため、耕作することの誓約書を提出させ、それと引き換えに許可書を交付することとしています。

１１番です。

相野の田□□□□□□につきまして、西脇の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

１２番です。

林田町大堤の田、畑□□□□□□□□□につきまして、辻井の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「えごま、ひまわり」となっております。この申請人につきましては、昨年１１月に３条許可申請の譲受人として審議された際に、耕作面積に比べて労働力が足りているのか心配する意見があり、翌月に詳細な追加資料として農業経営実施計画書の提出を求めたことがありましたが、今回の許可申請にあたりましても農業経営実施計画書が添付されております。

１３番です。

夢前町前之庄の田、畑□□□□□□□につきまして、林田町下構の□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、譲受人は、夢前町前之庄に転居予定となっております。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

１４番です。

夢前町玉田の畑□□□につきまして、土山の□□□□□□が、□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「ピーナッツ、大根、大豆、野菜等」となっております。

１５番です。

安富町狭戸の田□□□□□□□□□につきまして、安富町安志の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

１６番です。

船津町の田□□□□につきまして、船津町の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお譲受人が所有する□□□□□□□□の農地に設置されている農業用倉庫については、撤去の誓約書が提出されております。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

１７番です。

山田町南山田の田□□□□につきまして、山田町南山田の□□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□になる予定です。作付作物は「大根、人参、さつまいも」となっております。

１８番です。

豊富町豊富の田□□□□□□につきまして、大塩町の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

なおこの案件、譲受人は新規農家ではありませんが、北東部地区農政協議会では「地元農区では営農計画を承知しておらず、営農計画の確認のため、聞き取り

調査を実施してほしい」との意見となっております。
１９番です。
豊富町神谷の田□□□□□□□□□につきまして、豊富町神谷の□□□□□が、□□□□□□から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。
この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□□になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。
２０番です。
飾東町佐良和の田□□□□□□□□□につきまして、加古川市の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜、果樹」となっております。
２１番です。
飾東町佐良和の田□□□□□□□□□につきまして、大塩町の□□□□□□□□が、□□□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。
２２番です。
飾東町庄の畑□□□□につきまして、飾東町庄の□□□□□□が、□□□□□□から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は□□□□□□になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。
２３番以降につきましては、現在の契約が終期を迎えたことからの更新手続き分の案件となっております。いずれも現在の借人が引き続き借り受けて耕作されるものとの申請となっており、賃借権の再設定が２件、使用貸借権の再設定が８件となっております。許可後の耕作面積に変動はありません。
なお、２３番から３１番の９件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、農用地利用集積計画に基づく利用権設定が令和７年３月をもって廃止されたことに伴う、終期を迎えた利用権からの切り替え更新手続き分の案件となっております。
いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　ありがとうございます。
只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

委　　員　１０番の案件について、２７ページにある報告第３号の１７番の案件との関連も含めて、再度説明をお願いします。

事 務 局　１０番の農地は、現在、□□□□□□□□□□□□□□□□□、□□□□□□□□□□□□□□□□□

	しています。
委　　員	１８番の案件ですが、北東部地区協議会において、新規農家ではないが聞き取り調査が必要との意見が出ていることについて、経緯の説明をお願いします。
委　　員	１８番の対象農地は放棄田になっており、仕方がなく自治会が草刈りをしています。また、この度の譲受人は地区外の方で、地元農区長も会ったことがなく、今後しっかり農業をしてくれるのか確認も取れず不安でしたので、地区協議会の時点では聞き取り調査をしてほしいとお願いしました。ただ、つい先日、農区長に対し譲受人から営農計画について説明があり、農区長の不安は解消されたと聞きましたので、委員の皆さんの了承が得られれば、聞き取り調査は不要としていただければと考えています。
委　　員	この度の譲受人がすでに所有している農地はどこに所在していますか。
事 務 局	□□□□□□□□□所有されています。また□□□□□□□□□□□□□□□借りて耕作されています。いずれの農地も問題はありません。
委　　員	１２番の譲受人について、農業経営実施計画書が添付されていますが、実際の耕作状況はどうですか。
事 務 局	提出された農業経営実施計画書を参考に、先日現地調査を行い、耕作状況を確認しました。すでに今年の収穫が終わった農地や、畑作のため作付け作物と雑草の見分けがつきにくい農地もありましたが、いずれの農地も手は入っており、調査当日もトラクターに乗って作業をされている方がおられました。また、山際にある農地の一部は竹林の様相を呈していましたが、保全管理は行われていました。
委　　員	８番、９番の譲受人は外国籍の方ですが、国籍や在留資格による制約はありますか。
事 務 局	短期滞在、在留期間の更新に問題がある、地域定着性や継続的な耕作が疑われる、といった方の所有は認められないとの国の通知がありますが、適正な農地利用が確保されるのであれば、外国籍の方は永住者でなければ所有できないということはありません。
議　　長	その他、何かございますか。
各 委 員	・・・。
議　　長	特にないようですので、それでは、総会規定に基づき採決します。この３２件についていずれも許可相当と判断される方は挙手をお願いします。
各 委 員	（全員挙手）
議　　長	全員の挙手をいただきましたので、いずれも許可相当といたします。 次に、新規農家の聞き取り調査について、事務局からの説明もありましたが、各地区農政協議会の意見では、１番、４番、７番、８番の方については必要、２番、３番、５番、６番、９番の方については必要なし、との意見でした。また、新規農家ではありませんが、１８番の方について聞き取り調査が必要との意見でした。これらについて何かご意見等ありますでしょうか。
委　　員	８番について、１８番と同様ですが、つい先日、農区長に対し譲受人から営農

計画について説明があり農区長の不安は解消されたと聞きましたので、聞き取り調査は不要でいいのでは、と思います。

議　　長　　１番、８番について、聞き取り調査を必要とする理由として、農区長と面識がないことが挙げられていますが、営農計画書には、農区長の確認印が押印されているのに、農区長は本人と面識がないのですか。

事 務 局　　１番、８番とも、本人ではなく代理人が農区長に営農計画の説明を行ったようです。なお、１番につきましては、中南部地区農政協議会では、面積が小さい農地をわざわざ遠方の方が購入するのはなぜなのか、という意見がありましたので、事務局において、申請者の代理人に理由を尋ねたのですが、□□□

審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第２９条の協議及び確認について〕
続きまして、農地法施行規則第２９条の協議及び確認について、ご説明いたします。電気事業者や認定電気通信事業者などが、その事業のために農地を転用する場合、県知事の転用許可は不要ですが、事前に県知事と協議をするか農業委員会へ届出をすることとなっております。事業者が所有している農地を自己転用する場合は農地法施行規則第２９条に基づく確認願となり、この度は１件提出されております。
説明に入ります前に、資料の一部訂正をお願いいたします。
１番の案件の備考欄のうち、３行目から６行目までの記載は誤りですので、削除をお願いします。
それでは、説明に入ります。１番です。
市街化区域の白浜町甲と北原の畑□□□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□が「鉄塔建替工事と電線張替工事の用地にしたい」との転用の確認願です。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□

〔農地法第５条の規定による許可申請について〕

この度は、５件の申請が提出されております。参考資料もあわせてご覧ください。

１番が都市計画区域外の案件、２番から５番が調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「転用に必要な資力」につきましては、いずれも確保されております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

１番です。

夢前町宮置の田□□□につきまして、□□□□□□が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模１０ｈａ未満の「第２種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、□□□□□□

のことについて始末書が添付されております。
　いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第５３条の協議及び確認について〕
　続きまして、農地法施行規則第５３条の協議及び確認について、ご説明いたします。電気事業者や認定電気通信事業者などが、その事業のために農地を利用する場合、県知事の転用許可は不要ですが、事前に県知事と協議をするか農業委員会へ届出をすることとなっております。事業者が所有権の移転又は賃借権等の設定など、農地の権利を取得して転用する場合は農地法施行規則第５３条に基づく確認願となり、この度は１件提出されております。
　説明に入ります前に、資料の一部訂正をお願いいたします。
　１番の案件の土地のうち、１１番目に記載している□□□□□□□□□□の面積について、□□□□□□は誤りで、正しくは□□□□□□になりますので、訂正をお願いします。
　それでは、説明に入ります。１番です。
　市街化区域の白浜町甲と北原の田、畑□□□□□□□□□□□□及び調整区域の北原の畑□□□□□□□□□□につきまして、□□□□□□□□□□が「借り受けて、鉄塔建替工事と電線張替工事の用地として一時的に利用したい」との一時転用の確認願です。「事業内容」につきましては、□□□□□□□□□□□□

事務局	議案第５号（Ｐ１３～Ｐ１５）を説明する。 〔農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項及び第４項による農用地利用集積等促進計画作成における農業委員会からの意見聴取について〕 農地中間管理事業にかかる農地の貸し借りにつき、農地中間管理機構である公益社団法人ひょうご農林機構から、農用地利用集積等促進計画を県知事へ認可申請するにあたり、農業委員会の意見を求められているものでございます。農業委員会としましては、農地法３条の許可基準を準用して、意見についてのご審議をいただくことになります。 この度の権利設定は、全体として、合計が「３６件、５５筆、６８，５８３㎡」の計画となっており、このうち、新規の設定は「３５件、５４筆、６６，７３２㎡」となっております。 案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。３６番が□□□□□□□□□□□□□□の案件となっておりますので、まずは、３６番を除いてご審議をお願いいたします。別紙参考資料をご覧ください。 １番から３５番について、全体として、合計が「３５件、５４筆、６６，７３２㎡」の計画となっており、いずれも新規の設定となっております。 利用権の設定を受ける者のうち１番から３２番までの□□□□□□□につきましては、現在耕作面積が０㎡であり、北西部地区農政協議会では「当該地で営農実績があるため、新規農家の聞き取り調査は必要なし」、一方、北東部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。 その他、北西部地区農政協議会では、１番について、当該農地を含む周囲全体を権利設定はないものの別の法人が実際には耕作中のため、この度の権利の設定は問題が起こりかねないのではないかとの意見が出ております。なお、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、ひょうご農林機構へ送付したいと考えております。 以上、農用地利用集積等促進計画への意見につきまして、よろしくご審議お願いいたします。
議　長	ありがとうございました。 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。
各委員	・・・。
議　長	特にないようですので、１番から３５番について、異議なしとすることでよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
議　長	「異議なし」の声を得ましたので、その旨決定いたします。なお、北西部地区協議会での意見は、県へ伝えることとします。 次に、新規農家の聞き取り調査についてですが、１番から３２番の案件について、北西部地区農政協議会の意見では聞き取り調査は省略、北東部地区農政協議会の意見では聞き取り調査は必要、ということでしたが、こちらについて何かご意見等ありますでしょうか。
委　員	□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

協議会では非農地判断することはやむを得ないとの意見をいただいており、当該農地が所属する農区の農区長からも非農地判断の実施について同意をいただいています。
　資料記載の農地について非農地判断することの可否についてご審議お願いします。

議　　長　　ありがとうございます。
　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

委　　員　　非農地判断と非農地確認の違いを教えてください。

事 務 局　　非農地確認は、土地所有者等が法務局での地目変更を目的として農業委員会に対して非農地であるとの確認を求めるものであるのに対し、非農地判断は、所有者の意向によらず、農業委員会が利用状況調査の結果、非農地であると判断するものです。このことにより、農業委員会が作成する農地台帳の正確な情報の確保を図り、円滑な事務処理につなげるねらいがあります。なお、非農地判断では、非農地化することによる農区の影響を考慮し、原則、農区に事前に通知し、実施の可否について意見を求めるようにしています。

議　　長　　その他、何かございますか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　特にないようですので、承認することでよろしいでしょうか。

各 委 員　　異議なし。

議　　長　　「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
　ここからは、報告事項となります。
　報告第１号「地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第１号（Ｐ２１）を説明する。
〔農地法第３条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

　農地法第３条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、８月にご審議いただきました新規農家２件の聞き取り調査を、９月２日に実施していただきました。
　当日は、１件については譲受人の代理として父親が、もう１件については、ご本人と母親が来庁され、担当委員から、営農意欲、農業機械等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議　　長　　報告ありがとうございました。
　何かご意見ご質問等はありますか。

各 委 員　　・・・。

議　　長　　特にないようですね。
　次に、報告第２号「農地法第４条の規定による届出の専決」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　　報告第２号（Ｐ２２～Ｐ２３）を説明する。

〔農地法第４条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の４条転用案件で、この度は、８月７日から９月１０日の間に受け付けたもの８件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議　　長　ありがとうございます。ご意見ご質問等はありますか。

各 委 員　・・・。

議　　長　特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第３号「農地法第５条の規定による届出の専決」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　報告第３号（Ｐ２４～Ｐ３０）を説明する。
〔農地法第５条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の５条転用案件で、こちらも、８月７日から９月１０日の間に受け付けたもの３６件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議　　長　ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

各 委 員　・・・。

議　　長　特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第４号「合意による解約等の通知」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　報告第４号（Ｐ３１～Ｐ３２）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が１件、使用貸借契約の解約の通知が６件ございました。このうち、農地中間管理事業に該当するものは２件です。また、賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「無償」となっております。
報告は、以上です。

議　　長　ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。

各 委 員　・・・。

議　　長　特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第５号「県許可案件の許可状況」について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局　報告第５号（Ｐ３３）を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

農地法第４条又は第５条の規定による転用の県許可の状況について、８月に

	７件の許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。
議　　長	ありがとうございます。何かご質問等はございませんか。
各 委 員	・・・。
議　　長	特にないようですので、確認といたします。 次に、報告第６号「農業経営改善計画（認定農業者）の認定」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	報告第６号（Ｐ３４）を説明する。 〔農業経営改善計画（認定農業者）の認定について〕 農業経営改善計画は、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標（姫路市では年間所得概ね４３０万円以上、主たる従事者１人当たりの労働時間が年間１８００時間程度）達成に向け、農業経営の現状や目標などを示し、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようと策定した計画です。この計画について、市長が適当であると認定した個人・法人が認定農業者となります。認定期間は５年となります。市長はこの認定に先立ち、農業委員会等関係機関にこの計画が妥当であるか照会します。農業委員会では、計画が基本構想にあっているか、計画が達成見込みのあるものか、適切な農地利用をしているか、つまり所有・耕作している農地を遊休農地などにしていないかについて確認し、会長決裁により市へ回答し、市長が認定した場合は市長よりその旨通知があり、報告案件としています。 この度の案件は１件です。認定の新規申請になります。 □□□□□□□□□□□□で□□をされている□□□□□□につきまして、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることから、問題はなく、認定農業者として「適切である」と農業委員会から市長へ回答していました。 その結果として、令和８年８月１０日付けで新規認定したと市長から農業委員会へ通知がありましたので、ご報告いたします。
議　　長	ありがとうございます。何かご質問等ございませんか。
各 委 員	・・・。
議　　長	特にないようですので、確認といたします。 次に追加議案について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	追加議案（別紙）を説明する。 〔姫路市農業委員会農地マッチング事業実施要綱の制定について〕 追加議案についてご説明いたします。 新たに「姫路市農業委員会農地マッチング事業実施要綱」を制定するものでございます。今月の各地区農政協議会にてご協議いただき、ご意見をいただいた結果を踏まえて、反映させたものとしております。 「１　制定の理由」につきましては、 国において、農地法の運用通知が改正され、遊休農地の発生を未然に防ぐことを目的として、離農や規模縮小をする場合に農業委員会へ申し出をすることが明記されました。 本市においても、農業従事者の高齢化や後継者不足などに伴う遊休農地の発生防止が課題となっているところです。

この課題に対しまして、市農政総務課においては、「まとまった農地を貸したい地域・集落」と「新しく農業を始めたい企業や事業者」をマッチングさせる仲介事業「農地マッチング事業」が令和８年７月１日付で開始しています。
以上のことから、離農や農業規模の縮小を希望する所有者等の情報を収集し、規模拡大や新規参入等を希望する農地利用希望者とマッチングする「姫路市農業委員会農地マッチング事業」を農業委員会において開始するものとなっております。なお、事業名につきまして、市農政総務課において「農地マッチング事業」と呼称していることから、「姫路市農業委員会」を加えまして「姫路市農業委員会農地マッチング事業」としております。
「２　農地マッチング事業の概要」につきましては、
別紙１の「農地マッチング事業について」をご覧ください。
「農地マッチング事業の流れ」としましては、
①土地所有者は、農業委員会に「農地登録申込書」を提出します。「農地登録申込書」は参考様式ですが別紙２を予定しています。出し手としては、土地所有者で個人に限るものとしており、認可地縁団体を除く法人は対象外とします。
②農業委員会は、書類を確認し、現況を調査の上、問題がなければマッチング台帳に登録します。あわせて地区の農区長に情報提供します。
③利用希望者は、マッチング台帳を閲覧します。マッチング台帳は、窓口で閲覧する場合は参考様式として別紙３、インターネットで閲覧する場合は農業委員会ホームページにおいて参考様式として別紙４を予定しています。
④利用希望者は、気に入った物件があれば、「農地利用希望申込書」を農業委員会に提出します。「農地利用希望申込書」は参考様式ですが別紙５を予定しています。
⑤農業委員会は、利用希望者からの農地利用希望を、登録した土地所有者に通知します。あわせて地区の農区長に情報提供します。
⑥土地所有者は、売却、賃貸の条件等について利用希望者と交渉します。当事者間の合意により契約します。
なお、農業委員会では、登録された農地に関する情報提供や連絡調整のみを行います。農業委員会は、農地の売買、貸借に関する交渉及び契約には関与しないこととしております。
「３　国の運用通知」につきましては、別紙６のとおりとなっております。
「４　姫路市農業委員会農地マッチング事業実施要綱」につきましては、別紙７のとおりとなっております。
「５　要綱の概要」につきましては、記載のとおりです。
「６　施行期日」につきましては、今月の各地区協議会において承認いただいた後、今月の総会にて決定をいただきました後、必要な事務処理手続きを整理しまして、最短で１０月に開始できたらと考えております。また、地区農政協議会でご報告させていただきたいと考えています。
各地区農政協議会で事業の周知方法などについてご意見をいただいておりますが、事業実施自体は承認いただいております。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議　　長　　只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

委　　員　　市農政総務課との連携・情報共有はされますか。

事 務 局　　農地マッチング事業を実施している市農政総務課から情報交換をしたいとの要望を受けており、要綱第６条第２項の規定により、連携・情報共有を図っていく予定としております。

議　　長　　農区長への連絡はどのように考えているのですか。事業の周知の計画はどのようにするのですか。転用が容易な市街化区域農地も対象とするのですか。不動産

業者の営業に利用される懸念が考えられますが、どうですか。

事務局　地域の農区長への連絡につきましては、農地の登録の時点で情報を提供することとしており、このことにより、地域内における当該農地の受け手の掘り起こしにつなげたい。また、借り手の希望があった際にも情報を提供することとしており、このことにより、営農に際して必要な農地・農業の地域の取り決めや慣行について、契約後のトラブルを未然に防止することにつなげたいと考えています。
事業の周知につきましては、ホームページでの公表、農区長への周知、広報誌への掲載を検討しています。最近、農地を手放したいとの相談が急増しており、事務局の受付体制も考慮しつつ、様子を見ながら順次実施していきたい。
マッチング対象に市街化区域内農地も含めるのか、につきましては、市街化区域内の農地についても手放したいとの相談が多くあり、事業の目的である「所有者等の離農や規模縮小に伴う遊休農地の発生の防止」の観点から、現時点では区別することは考えていません。マッチングの結果、遊休農地の管理に繋がる方法として実施していきたい。
なお、この事業を実施した後の問題点として、小規模・非成形で効率的な営農に結び付きにくい農地が集まってくることや、長年放置された遊休農地や荒廃農地では耕作の開始に際し抜根や開墾、土壌改良などの初期コストや労力の負担、などを懸念しています。また、地権者がすでに市外へ転出している場合の窓口による登録手続きの困難さを解消したいと考えています。さらに、農地が登録されたとしても受け手が見つからないことに対し受け手を如何に発掘していくか、ということが、次の段階として問題となると予想しております。

議　長　その他、何かございますか。

各委員　・・・。

議　長　それでは、承認することでよろしいでしょうか。

各委員　異議なし。

議　長　「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各委員　・・・。

議　長　それでは、本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。

（午後３時８分　終了）

議事録署名委員

（議　　長）　　田　廓　仁　志

（署名委員）　　都　出　昌　之

（署名委員）　　田　路　光　彦